

『古事記』に見られる神社関連地名称呼と社名表記についての一考察 ——八俣大蛇段「須賀」の宮にちなむ社名表記と地域分布を例に——

藤本頼生

はじめに

考察対象の広い神道研究にあって、言葉の研究はまことに小さなものであり、かつささやかな営みでもある。「砂上の楼閣」とは、やや言い過ぎかも知れないが、史料分析の上で言葉にかかる研究の営みがおろそかであつたりすると、いかに壮大な論を打ち立てたとしても、その論が足元から崩れることもあると考へる。それゆえに、佐竹昭広の説くような「訓詁」の学が重要であることはいうまでもないが⁽¹⁾、とくに古代の神祇・神社・祭祀語彙の解釈、研究については、これまで西宮一民や土橋寛、本澤雅史らをはじめとして、『古事記』や『万葉集』、『延喜式祝詞』などにみられる上代の祭祀語にかかる研究業績にみられるよう⁽²⁾に、国語学を中心とした分野からの解釈研究がなされてきた経緯がある。それゆえ、筆者は祭祀語・神事語のみならず、いわゆる『古事記』や『日本書紀』、『万葉集』をはじめとする神道古典にみられる地名も含む神祇関係の語句の根本的意味を正しく把握し、その上でさらにそれらの語句（言葉）の宗教的あるいは、象徴的意味や諸種の関係性をあらためて深く探っていく営みが続けられていく必要があるものと

考
え
て
い
る。

そこで、本稿では『古事記』にかかる基礎的な研究の一部として、これまでの先学の残してきた『古事記』の地名表記にかかる訓注および同名、同類の神社名の分布に着目しつつ、その用例を分析、検討することで神祇関連地名の意義・語彙について、わずかではあるが検討を試みたいと思う。

一、「地名」にかかる訓注・注釈と神話伝承

筆者は地理学を専攻とする者ではないが、『古事記』における地名表記の由来とその訓注を考える場合、当該地名の背景にある歴史、つまり地理学や民俗学の観点をも含むいわゆる「地名学」、つまり地名研究や地誌にあたる領域も含めて検討することが重要であることはいうまでもない。谷川健一や伊東ひとみは、古典にある神々と地名と関係性を再解釈することで、地名が人と大地とをつなぐ臍の緒のようなものであるとも述べたが⁽⁴⁾、地名の性格そのものは、吉田金彦や糸井通浩が説くように「人々の生活に根差す場所を示す実用的な記号」⁽⁵⁾でもあり、土地の地理・歴史・環境を示す言語による文化財⁽⁶⁾であり、かつ「地理に付随しているもの」⁽⁷⁾でもある。また、楠原佑介は地名の第一の性格を「人々の生活用語である」と説くように⁽⁸⁾、人々の生活に因んでの命名や地形に基づく命名など、有史以降、どの場所であるかが認知、判別できる用語として発生したものであるといえる。加えて、歴史地理学の先駆である吉田東伍は、その書『大日本地名辞書』において①「地名は転訛するものである事」、②「地名は漢字表記され、その用法が多岐に亘る事」などと述べているように、地名が文字に表記されることによって地名そのものの意味や称呼も変化するようになるようなケースもあるため、地名の由来とその称呼の変遷には様々な形があるものと考える。

神道学、神道古典研究の立場からすれば、『古事記』や『日本書紀』にいわゆる神代の記述にも地名にあたるもの登場するが、わが国において地名そのものの称呼が、人々によつて生み出された時期と、中国からの漢字の流入による文字における表記との間には隔絶した年月がある。そのため、地名そのものの発音の転訛や、地名の由来を伝承する人々の記憶違いなどもあって、後世の研究者が本来の地名の謂れや意味の確定、地名を称呼すべき領域・地域の確定、考証を行う作業は非常に困難なものとなつていていると考えられる。

ゆえに本稿にて一例として取り上げる『古事記』をはじめ、『日本書紀』などの神道古典の各段の訓注を行う際には、とくに地名にかかる解釈において諸説が出されることがある種当然であり、先に述べた通り、その確定には無論困難さを伴うわけであるが、一方で地名には、『出雲國風土記』や『播磨國風土記』をはじめとする、各国逸文を含む風土記や江戸期や明治以降に郷土史家によって編纂された郡誌や町村誌等の地誌があり、文献史料による地名の由来や語義解釈の確定や対象となる地域の比定、あるいは、地名の付くその場を訪れてこそ得る感覚から得る地名解釈などもあり、すでに一定のオーソライズされた訓注が施されている場合も少なくない。さらには、谷川彰英が指摘するようく、当該地名のある地域の地形などを実地踏査することによつて確定し得る地名の意義というものもあるものと考えられる。⁽⁸⁾ 加えて歴史学の立場から菊池紳一が、地名については「場所によつて違ひもあるが、寺院よりも神社の方が影響が大きいようである」と指摘するように⁽⁹⁾、とくに神道古典に登場する地名表記に関しては、神社名や神社にかかわる由緒や祭神、民俗伝承にも留意して考証しなければならないものと考える。

例えば、須佐之男命が登場、活躍する八俣大蛇の段の記載についていえば、大蛇が住む地とされる「高志」の地とは⁽¹⁰⁾、次田真幸の『古事記（上）全訳注』の訓注には「北陸の越国とする説もあるが、出雲国の古志郷（出雲市古志町のあたり）

をさすとみておく⁽¹¹⁾とある一方で、武田祐吉訳注の『古事記』では「コシは、島根縣内の地名説もあるが、北越地方の義とすべきである⁽¹²⁾」としており、武田の訓釈本を中村啓信が補訂した『新訂 古事記』においても同様の説明をなしている⁽¹³⁾。他方、倉野憲司・武田祐吉校注の『古事記祝詞』（日本古典文学大系）においては、「高志は地名で、出雲風土記神門郡の条に古志郷の名が見えている⁽¹⁴⁾」としている。西宮一民校注の『古事記』（新潮日本古典集成）において、西宮は「『出雲国風土記』の神門郡に古志郷（出雲市古志町）があるが、上巻の神話体系からみて、北陸の越とみる方がよかろう。「越」は名のことく、山河を越して行く所の意として、遠い異郷という印象があつた⁽¹⁵⁾」と解している。この点、考古学の研究成果からも、出雲を中心とする山陰地方と越（北陸地方）との相互交流を伝える遺跡や伝承が数多く残されていることが知られており、前出の『出雲国風土記』神門郡の項にある古志の地名の起源についても、伊弉册尊の時代に越の国人々がきて堤を造り、宿営したためにその名がついたという伝承も記されている。そのため、武田や西宮の考え方はもとより、「古志」の地名伝承そのものが、古代からの両地域の交流の緊密さを示す痕跡の一つともいえる。

こうした経緯からみても『古事記』本文の中には、「越」「古志」「高志」という同音の三つの地名表記が見られ、その場所を一体どの地に比定するのかという問題については、校注者によつてその比定地が異なつてゐる。次田の校注では、大国主命が登場する八千矛神の妻問いの段での記載に見られる同名の「高志」の地は、武田や中村、西宮らと同様に北陸地方としていることから、そもそも同名であつても別の土地という考え方もあるものの、次田が八俣大蛇の段の「高志」の地の校注で示した地名比定の地とは全く異なる解釈が取られているということでもある。このような校注者における地名比定の見解の差異は、かつて拙稿でも指摘したように、以後の古典解釈においても『古今和

歌集』などの和歌などにみられる枕詞等の地名比定の問題と同様、神道古典における地名解釈の困難さを示す一例でもあるともいえよう。それゆえ、先に取り上げた菊池の言に基づき、地名においては「神社の方が影響が大きい」とした点に注目しつつ、地名比定の問題をさらに検討してみたい。

二、神道古典にみる「すがすがし」と「須賀」・「菅生」地名

前節では、神道古典に登場する地名比定の困難さを指摘したが、神社との関係性で地名の解釈を見る場合、例えば、八俣大蛇の段にかかる須佐之男命の作らしめた「須賀」の宮が代表的なものとして挙げられよう。この「須賀」の宮については、『古事記』本文に、

「吾此地に来て、我が御心湧賀湧賀斯」とのらして、其地に宮を作りて坐しき。故、其地は今に湧賀と云ふ。茲の大神、初め湧賀の宮作らしし時に：

とあり、この一文にある「湧賀」について『日本書紀』神代上八段本書では、

遂に出雲の清地に到りたまふ。清地、此には素鵠と云ふ。乃ち言ひて曰はく、「吾が心清清し」とのたまふ此今、此の地を呼びて清と曰ふ。彼處に宮を建つ。

とある。同じく『出雲国風土記』大原郡海潮郷にも「須我山」、「須我小川」の名とともに「須我社」の名を確認することができる。

これらの条にかかる一連の解釈により、「スガ」は「清」であつて清らかさを示す言葉としても解釈、理解されてきたが、いずれの注釈にも島根県大原郡に「須我」（現雲南市大東町須賀のこと）の地名があることから、その地を「須賀」と比定している。また、「須賀」ではないが、『日本書紀』神代上八段の一書に脚摩乳のことを「稻田宮主簗狭之八箇耳」と表記していることから、神話伝承の中では、「須賀（清）」と「須佐（簗狭）」という二通りの伝承があることが知られており、『出雲国風土記』にも飯石郡須佐郷に「須佐社」の存在を確認できることから、須佐社（須佐神社）も須佐之男命を祀り、神話以来のスサノオ信仰を伝える延喜式内の古社としてその名を知られている。『出雲国風土記』には、神々が出雲国の各郷内の地名を冠して呼ばれているケースが多いが、須佐社の社名も須佐之男命の御名が地名と関係したものとして描かれている証左でもあるう。

次いで『古事記』当該箇所の「湧賀湧賀斯」「清清し」について考えてみると、『播磨国風土記』揖保郡の菅生地名説話の条に、「（菅生山）菅、山の辺に生へり。故、菅生と曰ふ。一ひと云へらく、品太の天皇、巡り行でしし時、井を此の岡に闢りたまふに、水甚く清く寒し。是に、勅りたまひしく、「水の清く寒きに由りて、吾が意、そがそがし（宗々我々志）」とのりたまひき。故、宗我富と曰⁽¹⁸⁾ふ。」とある。この一文にある「宗々我々志」は、スガスガシの音の変化したものとして、「そがそがし」と訓むものと考えられている。また、『古事記』仁徳天皇紀の歌（六五番歌）にて仁徳天皇が「八田の一本菅は、子持たず 立ちか荒れなむ。あたら菅原。言をこそ 菅原と言はめ。あたら清し女」と八田若郎女のことと言葉でこそ「菅原」としているが、実際には「阿多良須賀志壳」、つまり「惜しい清ら

かな女」だとする解釈もあり、ここでも「須賀＝清」であつて「須賀」が清らかさを示す言葉という解釈を窺うことができるのである。⁽¹⁹⁾

この「すがすがし」「そがそがし」については、神道思想研究の側面から皇學館大学学長を務めた谷省吾（故人）が、かつて『古事記』『日本書紀』『源氏物語』『播磨國風土記』などにみられる「すがすがし」の語をもとに考察を試みている。⁽²⁰⁾ 谷はこの『播磨國風土記』にみられる「菅生」地名についても『常陸國風土記』の常陸、新治、田余、行方の名を物語る倭武天皇の御巡行の話などから、「スガ」にかかる名称が「井泉」を得られる類型のものとして一括さるべきものであると指摘している。井泉にかかる古代の地名称呼については、「スガ」にかかる言及はなく、地理学からの論及も管見の限りは見られない。⁽²¹⁾

加えて谷は、「大胆に推測することを許されば」と断つた上で、「記紀におけるスガの説話も、やはり泉を求めるといふのが、原型ではなかつたか。といふのは、スガの名を語るものとしては、むしろその方が自然であり、スガといふ地の実際の状況からしても、その方が当然と考へられるからである」と述べており、先に指摘した島根県の大原郡の「須我社」が現在の雲南省大東町の須賀神社だとすれば、その地はやはり温泉の湧き出でるところ（海潮温泉）であつて、記紀にいうところの「スガ」はそのいずれにも比定せられるものであると、谷は指摘している。谷は『日本書紀』の一書からも、「スガと湯（温泉）との関係が密である」とも指摘しており、「泉とか井とか、そして水といふものは、二つのはたらきを期待せしめるものである。一つはきたなきものの除去であり、一つはいのちのよみがへりである」とも述べている。

では、谷の指摘するように、記紀に登場する「スガ」地名をはじめ、「スガ」社は、果たして本当に泉や井とゆかり

三、「須賀」・「須我」・「菅生」を冠する神社と地名について

前述した茂木の論考における考察は、「平成『祭』データ」を用いて、全国において素盞鳴尊を奉祀する一三、五四二社をもとに、八坂神社をはじめとする全国的な素盞鳴尊奉祀社、牛頭天王信仰について概観しつつ考察したものであり、八坂神社、八雲神社、須賀神社、素盞鳴神社、氷川神社、津島神社の県別奉祀数および境内社における数について分析したものであるが、基本的には祇園社および牛頭天王信仰を中心とする著述にとどまっており、当該神社に祀られる主祭神と神社名とのマッチングを完全に行つたものではない。

ゆえに本稿作成にあたって、筆者はあらためて「平成『祭』データ」を用いて検索、検索結果の整理・分析を行つたところ、その結果からは、「スガ（須賀）」を神社の名称に冠した本社の数は、表1の通りとなる。素盞鳴尊（須佐之男命）を主祭神として祀り「須賀」を冠する二八八社²⁶は、三十三府県に分布するが、最も多く鎮座するのが、福岡県で六四社、『播磨国風土記』の「菅生」説話のある兵庫県には四三社ある。また、素盞鳴尊（須佐之男命）を祀る八雲神社が比較的多いことでも知られる千葉県に二社あり、同数の高知県を加えると福岡・兵庫・千葉・高知の四県で全体のおおよそ半数を占めている。これに対し、「須賀」社の社名のもととなる島根県には三社しかなく、須賀社の比定地とされる「須我」を冠する須我神社についても全国では当該の雲南省大東町の一社のみで、『日本書紀』の記載にある「素我」の名を冠する素我神社も静岡県に二社しかない。「宗我」を冠する宗我神社についても三社あるが、素戔鳴尊（須佐之男命）を祀る社は一社あるものの、由緒の上では、宗我都比古神、宗我都比売神を祀ることが中心であり、いわゆる「須賀」の名称と関わりあるような社ではない。加えてこれら二八八社の所在地のうち須賀

表1 須賀社の数と県別分布

県名	素戔鳴尊奉祀社数	須賀神社の数	備考（須賀神社以外の内訳）
秋田県	85	2	0
山形県	134	1	八重垣須賀神社 1
宮城県	148	10	0
福島県	294	4	0
群馬県	419	2	0
栃木県	373	5	うち元須賀神社 1
茨城県	437	12	健田須賀神社 1
千葉県	409	21	うち須賀社 1、大須賀大神 1 2
東京都	256	5	うち須賀稻荷神社 1
神奈川県	214	10	うち須賀社 3
埼玉県	865	3	0
新潟県	225	12	うち須賀社 2
長野県	260	1	0
静岡県	704	14	0
愛知県	947	5	うち須賀社 1
岐阜県	477	8	0
三重県	505	6	0
滋賀県	222	1	0
京都府	193	5	うち佐須賀神社 1
大阪府	201	1	0
兵庫県	695	43	0
奈良県	203	3	0
和歌山县	121	1	0
島根県	489	3	0
広島県	538	1	0
山口県	213	5	0
香川県	162	3	うち須賀社 1
愛媛県	359	13	0
高知県	193	21	0
福岡県	604	64	0
佐賀県	110	1	0
熊本県	147	1	加恵須賀神社 1
宮崎県	252	1	0
合計	11,454	288	15

注1 288社中、現在、須賀の大字地名が付く社は2社のみ

注2 本表作成にあたっては、「須賀」を冠す社名の神社のうち、スサノオノミコトを主祭神としてまつる社を抽出したものであり、「須賀」を冠する社であってもスサノオノミコトを祀らない社は本表には数値として含まれない。

注3 素戔鳴尊奉祀社数は本社、境内社含む数、全都道府県合計は13,542社

町など「須賀」を冠した大字地名を持つ社は、東京と福岡のわずか二社しかなく、福島の須賀川市に鎮座する須賀神社も含んでも三社のみである。

神道史学の岡田莊司・加瀬直弥らによる研究調査である『現代・神社の信仰分布』によれば、祇園信仰系の神社と思われる神社約二、三〇〇社のうち、祇園牛頭天王社として祀られてきた神社の多くが、明治政府の神仏判然令に伴つて八坂神社や八雲神社、須賀神社、須佐神社、素戔鳴神社等に改称されたと考えられているため⁽²⁹⁾、そもそも大字地名との関係がない須賀神社については、明治以後の改称との関連性を由緒から検討する必要があるものと考えられる。

次に「菅」を冠する社であるが、「菅」を冠する社は、全国に九七一社あるが、大半が菅原道真を祀る「菅原神社」であり、主祭神とのマッチングを行つた結果、いわゆる天満宮、天神社のことである。ゆえに本稿にて論じてきた「スガスガシ」と関係のある社とすれば、先に述べた『播磨国風土記』の「菅生」説話にかかる「菅生」を冠する社であると考えられる。ゆえに「菅生」を冠した神社をみると一四社あり、その中で明らかに現在も地名表記に大字にて「菅生」地名を持つ社は、整理してみると七社あるが、愛知と大阪の一社を除いては、全て須佐之男命（素戔鳴尊）を奉祀する社ではないものの、由緒を含めて地名辞典等による確認を試みると、大阪の菅生神社と香川の菅生神社とは本社一分祀社の関係にある。

出雲の「須賀」、播磨の「菅生」をはじめ、各地の「須賀」、「菅生」の地名についても、おおよそ奈良期～平安期に見える地名であるが⁽³⁰⁾、一方で、前出の谷の指摘に基づいて神道思想な面の検証、つまり「すが」の語が清々しさを求めるものであり、「スガ」の地、あるいは「スガ」の社も谷が述べたような湯や井、泉のあるような地形の地に鎮座しているのかどうかという点を検討する必要もあるが⁽³¹⁾、あらため

てこれを地理的な面から検証してみると、菅生神社については、表2に示したように、一五社のうち八社が境内付近にある程度規模の大きな河川が流れており、石川の菅生谷社については山中温泉の近隣に鎮座するというケースもみられる。ただし、このようなケースは同社のみである。菅生神社については、一四社という数的には少ない数からの分析であるため、あくまで推測の域を得ないものの、「菅生」社と湯や井泉との関係については、谷が述べたような関係性が明確にあるとは言い難い結果となつた。ただし、「須賀」「菅生」地名は、そもそも地名の語彙としては「須潟（すか）」「須郷」「菅の生い茂るところ」などの転訛したもので、「須賀川」地名の由来にもみられるように、川の合流地点や、川の砂洲や川の低湿地、押し流された土砂が重なつてできた土地、菅の繁茂地等を意味すると考えられており、いずれも水辺との関係性がある地名と考えられているため、河川との関係からすればそもそも関係性が全くないとはいえない地名である。菅生神社の鎮座する各県の「菅生」もしくは「須賀」地名を確認していくと河川との関係性を窺い知ることができるのではないかとも考えられる。ただし一五社の中には明治になつてから菅生神社と改称した社も三社あり、地名の方が優先する形で神社名の改称がなされたものと推定できる社もみられる。

表2にも若干記したが、河川が近接する八社の菅生神社のうち、加賀市の菅生石部神社は、延喜式内社で旧国幣小社の古社であり、大聖寺川と三谷川の合流地点である「菅生」地名の地に鎮座する。その地名の由来は、沼田が多く菅が多く生じたことによるものと伝えられている。岡山県倉敷市祐安の菅生神社も延喜式内社であるが、鎮座地の祐安は、酒津の東、福山山系の南西山麓から高梁川が東流していた分岐点付近にあたり、今も八ヶ郷共同用水が、山麓を東へ走り、水車灌漑の跡が残るとされる。地誌である『都窪郡誌』には「往古、吉備の穴海の一部、阿知の潟、即ち我が菅生村の古地也」とあり、「当國十八社の一つなる菅生神社の鎮座あるによる。古昔本村の地、皆深田にして

表2 菅生神社の一覧と地名等の連関について

県名	神社名	鎮座地	御祭神 (主祭神のみ)	河川・湧水・温泉など近隣に水辺の有無	備考(『角川地名大百科辞典』の表記等より)
宮城県	菅生神社	柴田郡村田町 菅生字宮脇 13	武甕槌命	無	中世の頃、六社権現或は六社の宮と呼称、明治初に現社号に改称
千葉県	菅生神社	木更津市菅生 294-1、295-1	瓊瓈杵尊、 大山祇命、 木花開耶姫命	小櫃川下流左岸	付近の小櫃川沿いに祇園須賀神社も鎮座
神奈川県	菅生神社	川崎市宮前区 菅生 2-8-1	神功皇后	平瀬川の上流の 谷合	菅が生い茂る地との伝承も (川崎地名考)
石川県	菅生石部 神社	加賀市大聖寺 敷地町ル乙 81	菅生石部神 (日子穗穂出見命・ 豊玉毘賣命・ 鶴葺草葺不含命)	大聖寺川、三谷川	延喜式内社(旧国幣小社)
石川県	菅生神社	加賀市大聖寺 菅生町タ-1	大山咋神	三谷川	元は松尾社と呼称。明治6年に現社名に改称
石川県	菅生谷社	加賀市山中温泉 菅生谷町口 175	菅原大神	動橋川・山中温泉	
福井県	菅生神社	南条郡南越前町 大門 40-1	伊弉諾尊、伊弉冉尊	日野川	
愛知県	菅生神社	岡崎市康生町 630-1	天照皇大神、豊受姫命、 須佐之男命	乙川 (菅生川の別称あり)	もとの社名は稻荷社、明治元年に菅生神社と改称。配祀神に菅原道真
大阪府	菅生神社	南河内郡美原町 菅生 178-1	菅原道真、天兒屋根命	東除川 神社由緒にそも「そ も上古この地は沼池 が多く、菅(すげ) が一帯に生えていた ので菅生(須加不) と称した」とある)	別名菅生天満宮。合祀神に天 照大神、素戔鳴尊、安閑天皇、 誉田別命。
岡山県	菅生天津 神社	倉敷市西坂 529	天津神(天照皇大神)	無	別名天神宮とも
岡山県	菅生神社	倉敷市祐安 1993	高皇產靈神	鎮座地の祐安は、酒 津の東、福山山系の 南西山麓から高梁川 が東流していた分岐 点付近にあたり、今 も八ヶ郷共同用水が、 山麓を東へ走り、水 車灌溉の跡が残ると される。	延喜式内社に登場する窪屋郡菅 生社に比定。『都窪郡誌』に「往 古、吉備の穴海の一部、阿知の 潟、即ち我が菅生村の古地也」 とあり、「当国十八社の一つな る菅生神社の鎮座あるによる。 古昔本村の地、皆深田にして菅 草繁茂せりと、菅生神社の名称 も是に依りたる如し」とある。
香川県	菅生神社	三豊市山本町辻 1433	瓊瓈杵命、天種子命、 天押雲命、品陀和氣命、 息長帶姫命、玉依姫命	ため池	鎌倉期に大阪の菅生神社から の勧請した社で、もとは菅生 八幡宮と称した。明治5年に 福生八幡宮と合わせ祀ること となり現社名に改称。
大分県	菅生神社	豊後大野市三重町 菅生 2541	品陀別命、息長帶姫命、 比売神	大野川と三重川の間 に鎮座する地	駅名や地名は「菅尾」であるが、 元は「菅生村」の名称
大分県	菅生山 神社	竹田市直入町神提 294	景行天皇	無	配祀神に菅原道真

菅草繁茂せりと、菅生神社の名称も是に依りたる如し」とあつて菅生石部神社と類似する地名由緒もある。

『古事記』に見られる神社関連地名称呼と社名表記についての一考察

千葉県木更津市の菅生神社のある「菅生」の地は、鎌倉期に見える莊園名の菅生莊に関わる地名であり、小櫃川の下流左岸に位置し、付近の小櫃川沿いに祇園須賀神社も鎮座している。なお、旧上総国には出雲国水上（斐伊川）川の須賀から產土神を遷祀したと伝えられる須賀谷の地名（夷隅町）などもある。神奈川県川崎市の菅生神社は平瀬川上流域の多摩丘陵の舌状台地とこれに入り組む谷に近隣する地に鎮座しており、菅が沢山生い茂った地、あるいは細長く小さい谷が続く地から「スゴー」と呼ばれ、菅生の字が充てられたとある。宮城県の菅生神社は名取川の支流、菅生川の源流に位置し、かつては六社権現と呼ばれた社に大晦日に菅の筵を打つて献納する風習があつたことから名付けられた地名であるとする説がある。大阪の菅生神社については、東除川に近く8世紀にすでにその存在が知られる社で菅生明神とある延喜式内の古社であり、菅生氏の居地で同氏の祖神を祀る社であったが中世以降に菅原道真を奉祀している。菅笠の材料となる菅を供給する菅生莊に鎮座し、境内には『夫木抄』にも詠まれた清水池もある。この大阪の菅生神社をご神託によつて勧請したのが、香川県三豊市の菅生神社で、もとは菅生八幡宮と称され嘉禄二年に香西資村が河内国菅生神を勧請したものであるとされるが、鎌倉期に菅生氏の一族が祀つたものとの伝承もあり、明治五年に福生八幡宮と合わせて菅生神社と改称したものとあるため、この場合、人名（氏族）との関係性による社名となる。

次いで、大分県豊後大野市三重町の菅生神社は、大野川と三重川の間に位置する地に鎮座する。同じく大分の竹田市の直入町神堤の菅生山神社は、もと芹川と馬門川に挟まれた須郷（すこう）村がかつて合併前にあり、長湯温泉のある地であるが、同じ町内ではあるものの鎮座地近隣ではなく、この場合、関係性はやや薄いものと考えられる。同

じく関係性の薄いものとしては愛知県岡崎市の菅生神社があり、乙川（菅生川）の下流右岸に移置する地にあるが、もとの社名は稻荷社であり、明治元年になり菅生神社と改称している。ゆえに、これらの「菅生」の名を冠する各社の由緒からみれば、河川もしくは菅の生い茂る地との関連性が強いのが、菅生神社の特徴の一つということを窺い知ることができよう。

また、既に茂木論文においてスサノオノミコト（素戔鳴尊・須佐之男命）を祭神として祀る社数の各県別一覧の表が出されているが⁽³²⁾、茂木論文でも指摘されている通り、八坂神社、須賀神社については、全国にまんべんなく鎮座しているが、八雲神社の分布はおおよそ関東以北に限られており、本社に素戔鳴尊（須佐之男命）が祭神として祀られるよりも境内社に八雲社が祀られることが多いとされる。東北地方の八雲神社の場合、本社に祭神として祀られる場合が多いことが明らかとなっている。次いで素戔鳴神社は中部・近畿地方に多く、愛知、兵庫に集中しているという特徴を持つ。津島神社は東海地方に多いことはいうまでもないが、関東地方に多い氷川神社については、西角井正慶や佐野和史が指摘するように、関東平野を流れる河川沿いに各神社信仰が展開していることが知られており、氷川神社も同様に荒川、元荒川沿いに信仰圏が展開していったという特徴があることが知られている。

本稿で論じてきた「須賀」神社の場合、明確に大字地名ともかかわりのある社を除いて考えると、社名の県別分布と素戔鳴尊を祀る社の多さは、須賀神社の鎮座も多く、かつ素戔鳴尊奉祀社も多い兵庫県、福岡県において一定の関係性があるものとも考えられるが、これは、茂木も指摘する通り、旧播磨国にあたる兵庫県の姫路市が、かつて祇園社の本社と考えされていた廣峯神社の鎮座することや、当該地域が古くから祇園信仰がさかんな地であり、福岡県についても博多祇園山笠でも著名な柳田神社が鎮座することなども考えられるためである。しかしながら明治

維新期の神仏判然施策（いはゆる神仏分離）に伴う祇園社からの改称なども考えると、他の三十一県においては、延喜式内社等の古社でかつ須賀神社の社名を中世以前から名乗つており、かつ素戔鳴尊を祀る社でない限り、必ずしも「菅生」地名のような社名との関連性を見出すことはなかなか難しいものと考えられる。

おわりに

以上、『古事記』の基礎的研究の一つとして、『古事記』に見られる神社関連地名称呼と社名表記およびその地名の比定の問題について、八俣大蛇の段にかかる「須賀」の宮をもとに、まずはその語義について訓注における地名解釈の困難さを指摘した上で、素戔鳴尊奉祀社の一系統である「須賀」社を対象として「平成『祭』データ」なども用いつつ、その分布と地名との関係性をあらためて窺うとともに、『古事記』当該箇所の「瀬賀瀬賀斯」、「清清し」の語に関連して、「菅」を冠する社名の一つである菅生神社の鎮座地と地名との関係性、および同社に祀られる主祭神が須佐之男命であるか否かといった面での関係性を窺つてみた。加えて「須賀」を冠する社の鎮座地に関連して神道学の谷省吾が、神道思想の側面から推定した「スガ」と井泉、湯泉との地理的関係性をも検討してみた。結果として、地名との連関性は「須賀」社については薄く、「菅生」社については、一定の関係性があることが明らかとなつた。また、「菅生」に関していえば、谷省吾がかつて「すがすがし考」の論考において、大胆に推定したほどの井泉との確固たる関係性を窺い知ることはできなかつたものの、井や温泉などの湧水ではなく、河川との関わりについて菅生神社にその関係性がやや見出せる部分があるという結果となつた。さらには、須賀や須我、素我・宗我・菅生を冠する社の県別分布、検証等について、かつて茂木貞純が明らかにした素戔鳴尊奉祀神社の分布とその分析の記述には

取り上げられなかつたことから、本稿にてこれらを取り上げることによつて、「スガ」地名を持つ社の鎮座傾向を僅かばかりであるが明らかにすることができたものと思う。

宗教学者の原田敏明は、かつて「文書・記録だけに頼る史学は紙の史料だから糸偏の歴史である。だが実際の歴史は土偏や糸偏による資料だけに頼ることなしに、現在もなおその社会集団の中に生きている集団意識を正当に分析することによつて、歴史時代の物的資料を正しく評価、位置づけしなければならない⁽³⁴⁾」といふ研究姿勢を持ち、自身の研究手法の中で足で歩く村落調査を重んじたとされる⁽³⁵⁾。それゆえ、本稿で論じたような「スガ」地名と神社名との関連を窺う研究についても当該地名の実地踏査を行うような、いわゆる「足偏」の検証・分析方法が必要であることはいうまでもなく、本稿においては、その点が不足していることは否めない。原田の指摘は、神道古典にみられる地名表記やその伝承、神社の社名や由緒にかかる関係性や古典の解釈を考える上でも有効な検証の方向性であるものと考える。筆者は、地理学や国語学を専攻とするものではないが、それだけに今後も原田のような視点や手法を取り入れつつ、『古事記』解釈にかかる基礎研究を進める上で、ささやかな嘗みではあるが、『古事記』や『日本書紀』、『風土記』等にみられる訓注にある地名解釈や、それにかかる社名表記などをあらためて検討し直すことで、神々の伝承として神道古典に記され、伝え残されてきた個々の地域社会における社会集団の意識の歴史的変容を少しでも明らかにしていきたいと考えている。

註

(1)

佐竹昭広「訓詁の学」『万葉集抜書』二〇〇〇年、岩波書店（初版は一九八〇年）、二三〇～二三五頁。

佐竹は、「書かれた文字の一字一字が、完全な排他的正確さで解説され、その言語形式が確定的に復元されない限り、作品の「こころ」も、作者の「こころ」も伝わって来ないはずである」「…訓読を介してであれ、仮名文字を介してであれ、作品の理解は、まず、作者が伝達しようとした通りの言葉を、正確に読み取るところから出発しなくてはならない。」「してみると、「読む」ということば、文字から言葉を復原し、復原した言葉を手がかりとして、「こころ」をわかるうとすること、結局それに尽きるのではないか」などと指摘し、語句の訓詁の重要性を述べている。

(2) 一部ではあるが代表的なものとして、西宮一民『上代祭祀と言語』をはじめとして、土橋寛『古代歌謡と儀礼の研究』、『日本語に探る古代信仰—フェティシズムから神道まで』、本澤雅史『祝詞の研究』、國學院大學日本文化研究所編『万葉集神事語事典』等がある。

(3)

本稿執筆の契機の一つとしては、國學院大學古事記学センターにて現在行われている「古事記学の構築」平成三十年度第一回研究会（平成三十年四月二十五日）における谷口雅博センター長の「古事記注釈二十三 須賀の宮①」の研究発表の際、「須賀須賀斯」にかかる解釈に学的刺激を受けたことや、筆者自身が以前から川崎市内に鎮座する「菅生神社」について、その由緒や地名、地形との関係性について研究を進めようとしてきたことによるものである。

(4) 谷川健一『神は細部に宿りたまう』人文書院、一九八〇年、伊東ひとみ『地名の謎を解く 隠された「日本の古層』新潮社、二〇一七年、一五〇一六頁。

(5) 吉田金彦・糸井通浩編『日本地名学を学ぶ人のために』世界思想社、二〇〇四年、i頁。

(6) 吉田金彦「地名学」という学問 前掲『日本地名学を学ぶ人のために』一〇〇一頁。

(7) 楠原佑介「地名は誰のものか」『こんな市名はもういらない!』東京堂出版、二〇〇三年、二頁。

(8) 谷川彰英『六本木』には木が6本あつたのか？素朴な疑問でたどる東京地名ミステリー』朝日新聞社、二〇一八年、三頁。

(9) 菊池紳一「地名の由来と変遷」『地名の由来』新人物往来社、二〇〇五年、一八〇二一頁。

- (10) 鳥越憲三郎『出雲神話の誕生』講談社、二〇〇九年、一八五頁。鳥越は、『出雲國風土記』の意宇郡母理郷・拝志郷には「越の八口」という表現がみられることから、越の国から来る八俣の大蛇の構想をこの伝承に負うものと推測している。
- (11) 次田真幸『古事記（上）全訳注』講談社、二〇〇七年、一〇二頁。
- (12) 武田祐吉譯注『古事記 附現代語釋』講談社、二〇〇七年、三六頁。
- (13) 武田祐吉訳注・中村啓信補訂・解説『新訂古事記 付現代語訳』角川書店、昭和四十三年、三九頁。中村は自身の訳注本である『新版 古事記 現代語訳付き』（角川学芸出版、平成二十一年、四六頁）でも同様の注釈をなし、北陸地方と比定している。
- (14) 倉野憲司・武田祐吉校注『日本古典文学大系1 古事記 祝詞』岩波書店、昭和五十八年、三九頁。
- (15) 西宮一民校注『新潮日本古典集成 古事記』新潮社、平成五年、五四頁。
- (16) 藤田富士夫『古代の日本海文化』一九九〇年、中央公論社、二二一～二六頁。
- (17) この点については、一例ではあるが、拙稿「小盆地宇宙の神々と信仰——郷土史研究における神社の諸伝承の考証・再整理をめぐつて——」『郷土再考——新たな郷土研究を目指して』角川学芸出版、平成二十四年、二〇六～二二二頁、を掲げておく。拙稿では、「吉備の中山」の比定地をめぐつて、備中国の一宮の吉備津神社の裏方の山と、もとは吉備の一部であつた美作国の一宮の中山神社の裏方の山を否定するか否かをめぐつて見解が異なつてゐる状況を整理し、中山神社の社名そのものにかかる問題として、先行研究の整理・検討を行うことで郷土研究（地方史研究）における神社の諸伝承の考証について課題と今後の研究の可能性を指摘している。
- (18) 秋本吉郎校注『風土記』（日本古典文学大系2）岩波書店、昭和四十四年、二八九頁。
- (19) ただし、「須賀」は砂洲などを示すとも（「横須賀」など）、あるいは水辺を指すとも考えられているため、地名検討の際には、その点も考慮に入れる必要がある。
- (20) 谷省吾「すがすがし」「神道原論」皇學館大學出版部、平成七年、一三一～一三八頁。谷の「すがすがし」の論考の元となつた論文は「「すがすがし」考——神道的境地の表現」『神道史研究』一〇一六、昭和三十七年十一月。
- (21) たとえば、藤岡謙二郎『日本の地名』（講談社、昭和四十九年）には、自然的地名、歴史的地名、現代の地名などに分類して、地名の由来について述べられているが、自然地名のなかで火山や温泉、山岳、地形に関する地名の著述はあるものの、「スガ」にかかる地名称呼の記載はない。

(22) 前掲谷「すがすがし」一三六〇一三八頁。

(23) 神社本庁の平成の御大典記念事業の一環として実施。通称「平成『祭』データ」と呼ばれる。

(24) 全国神社祭祀祭礼総合調査では、神名の多さから、調査を簡便化するために祭神コード表の作成が行われたが、収録神社数は七八、九六〇社（一部単立神社あり）であり、当時の神社本庁包括下神社七九、二〇〇社の全てではないものの、収録祭礼名は約一七万余、約一万以上の神名表記が収録されるという点でもまさに神社界挙げて作成された「平成の神名帳」というべき性格をもつものである。

(25) 茂木貞純「素盞鳴尊信仰の展開—神社本庁『平成「祭』データ』の分析を中心に』『神社本庁教学研究所紀要』第三号、平成十年二月、三一〇七二頁。

(26) なお、茂木前掲論文によれば、「須賀」を社名に冠する神社は三〇七社、境内社は二二四社、あわせて五二二社であるが、茂木の調査結果には「須賀」の社名のみを冠してスサノオノミコトと関係の全くない社も含まれているため、今回、筆者があらためて整理し直した結果、本社の数については二八八社となつた。

(27) 千葉県は八雲神社の鎮座数が二八社であり、福島（三五社）、宮城（三四社）に次いで全国で三番目に多い県である。
(28) 「須賀川」の地名は、中世以降のものであるが、水運にも関わるもので川の洲のあるところという意をもつ地名でもあり、市内を流れる阿武隈川・糸迦堂川合流地の台地に市街域が発展した「洲処（すか）」に語源があるとされる。

(29) 岡田莊司・加瀬直弥編『現代・神社の信仰分布』國學院大學21世紀COEプログラム「神道と日本文化の国学的研究 発信の拠点形成』平成十九年、一五〇一七頁。当該箇所については金原佳子の執筆による。

(30) 財団法人角川文化振興財団編『古代地名大辞典 本編』角川書店、平成十一年、八〇八〇八一六頁。

(31) 鈴木長治「神々と砂—須賀（砂のあるところ）と須賀にまつわる植物と」『聖和』一〇号、聖和学園短期大学、昭和四八年三月、五一〇八五頁。ただし、鈴木論文は「砂」「植物」に着目したものであり、祭神との検討については不十分であった。

(32) 前掲茂木論文、五六〇五七頁。

(33) 西角井正慶「祭祀圈の問題」『古代祭祀と文学』中央公論社、昭和四十一年、一三二〇一四〇頁、佐野和史「関東地方の神社分布」『神道宗教』一九九・二〇〇号、平成十七年十月、四八一〇五〇六頁。

(34) 森田誠一「跋」『原田敏明教授退官記念論文集』熊本大学法文学部国史科同窓会、昭和三十五年、三六一～三六四頁。

(35) 前掲森田「跋」三六三頁。原田は、一般的に知られている宗教社会学、民俗学的な神社祭祀・宮座研究以外に『万葉集』を中心に古代人の神観念、罪穢研究等を中心に神道古典にかかる研究も行っているが、森田の説くように、晩年までフイールドワークを中心とした地域の社会伝承にかかる研究を行っていたことと知られる。